

第 15 回光がつくる “A r t” 水郷桜イルミネーション
「ほしぞらマルシェ」出店申請書

水郷桜イルミネーション推進委員会
代 表 広瀬 英敏 殿

私は、裏面の出店における遵守事項に同意し、以下のとおり申請いたします。

申請日：令和 8 年 年 日

事業所名・店舗名	事業所名		店舗名			
代 表 者 名						
所 在 地	〒 ー					
連 絡 先	電話番号	携帯電話番号		FAX 番号		
	e-mailアドレス		Instagram URL			
出店責任者(担当者)	氏名		携帯電話番号			
出店希望種別 ※〇を付けてください	キッチンカー		テント販売(飲食)		テント販売(雑貨)	
持込電源・火気等 ※〇を付けてください	発電機(有・無)		プロパンガス(有・無)		その他()	
主な販売品目・料金	①	¥	②	¥	③	¥
	④	¥	⑤	¥	⑥	¥
出店希望日 ※〇を付けてください	12 月 12 日 (土曜日) 12 月 13 日 (日曜日) ※または 12 月 19 日 (土曜日) 12 月 13 日 (日曜日)					

※茨城県議会議員選挙の関係で、投開票日が決定し次第、選挙と被らない日程で実施します。

注意：会場の電源は使用することができないため、必要な場合は店舗ごとに発電機等をお持ち込みください。

提出書類

- (1) 水郷桜イルミネーション「ほしぞらマルシェ」出店申請書
- (2) 食品営業許可証の写し ※飲食販売のみ
- (3) 生産物賠償責任保険等の証明書の写し ※飲食販売のみ
- (4) 出店するキッチンカーの車検証の写し ※キッチンカーのみ

(5) 納付すべき市町村民税等の滞納がないことの証明書(取得から3カ月以内)

※(2)～(5)については、既に通常出店者として申請済み(提出済み)の場合は不要。

出店における遵守事項

- (1) 指定場所以外での販売を行わないこと。また、販売時間及び区画を遵守すること。
- (2) 出店場所及び周辺の美化に努めること。また、退園時は周辺を清掃し、原状復帰すること。
- (3) 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。
- (4) 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを提出すること。
- (5) 食品衛生法等の法令及び基準を守り、適正に販売すること。
- (6) ゴミ箱(容量45リットル以上)を店舗ごとに用意し、設置すること。
- (7) 出店の際に出るゴミ(飲食後の販売物のゴミを含む)は店舗ごとに持ち帰ること。
- (8) 通行の妨げとなる場所にテーブル・イス等の備品を設置しないこと。(特にBエリア)
- (9) キッチンカーでの販売行為は、車内のみとし、車外スペースでの販売はしないこと。
- (10) 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。
- (11) プロパンガス及び発電機等を使用する場合には法令に定める安全基準を遵守すること。また、消火器を用意すること。
- (12) 申請書記載以外の商品等を販売しないこと。
- (13) 出店権利の第三者譲渡及び貸与をしないこと。
- (14) 危険物等を持ち込まないこと。
- (15) 搬入及び搬出時は、公園利用者の安全に配慮すること。また、車両等を園内で移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行(10km/h以下)すること。
- (16) 公園内の施設、工作物及び設備等を損傷した場合には、速やかに事務局に報告するとともに出店者の責任において現状復旧すること。
- (17) 「出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を事務局に報告すること。
- (18) 他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- (19) 市又は推進委員会主催のイベント等への参加及び協力に努めること。
- (20) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更をしないこと。
- (21) 事務局に無断で出店を取りやめないこと。なお、出店を取りやめる場合は、速やかに事務局に報告するとともに、自店が運営するホームページやSNS等で周知すること。
- (22) 調理用水及び排水等については、園内設備の使用が禁止のため、営業に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (23) 搬入・搬出時は必ずバリケードの開閉をすること。
- (24) 点灯期間終了後に出店日ごとの売上金額を事務局に提出すること。
- (25) この要項又は公序良俗に反する行為を行い、出店を許可することが適切でないと認めるときは、出店の許可を取り消すことがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じていても推進委員会は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- (26) 前各号に掲げるもののほか、当推進委員会が必要と認める事項を遵守すること。